

社会福祉法人 たかね福祉会

役員等の日当等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人たかね福祉会の役員等の日当等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員等とは、評議員、理事、監事、評議員選任・解任委員及び顧問のことをいう。

(理事長の報酬)

第3条 理事長には、その執務に見合う報酬を支払う。

- 2 報酬等の支払いは、月末締め翌月5日までに現金を振込にて支払うものとする。

(評議員旅費等)

第4条 評議員が評議員会等に出席したときは、別表により1日分の報酬及び交通費を、その出席の都度当日現金にて支払う。

- 2 宿泊を要する場合は、前項のほか宿泊費を支払う。宿泊費及び交通費は、出張終了後に請求を受けた当日に支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い出張終了後清算することができる。

(理事会等出席旅費)

第5条 役員等が理事会等に出席したときは、別表により1日分の報酬と交通費を、その出席の都度当日現金にて支払う。

- 2 宿泊を要する場合は、前項のほか宿泊費を支払う。宿泊費及び交通費は、出張終了後に請求を受けた当日に支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い出張終了後清算することができる。

(監査旅費等)

第6条 監事が法人及び施設の運営状況監査のため施設に出張し、その業務に当っ

たときは、別表により1日分の報酬と交通費を、その出席の都度当日現金にて支払う。

- 2 宿泊を要する場合は、前項のほか宿泊費を支払う。宿泊費及び交通費は、出張終了後に請求を受けた当日に支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い出張終了後清算することができる。

(評議員選任・解任委員旅費等)

第7条 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会等に出席したときは、別表により1日分の日当と交通費を、その出席の都度当日現金にて支払う。

(適用除外)

第8条 施設の職員を兼ねる役員には、この規程の第3条、第5条及び第7条は適用しない。

附則

- 1 この規程は平成15年10月6日から実施する。
- 2 この規程の改正又は廃止は、理事会の承認を経て行う。
- 3 規程の改正 第一次改正 平成16年3月24日
- 4 第二次改正 平成17年1月1日
- 5 第三次改正 平成24年1月1日
- 6 第四次改正 平成29年4月1日
- 7 第五次改正 平成30年12月1日

別表

| 区 分 | 交通費 | 報酬 及び 日当 | 宿泊費 |
|----------------|-----|-------------------|------------------------|
| 評議員 | 実 費 | 10,000 円 (源泉税含まず) | 実費 (15,000 円を限度とする) |
| 理事 | 実 費 | 10,000 円 (源泉税含まず) | 実費 (15,000 円を限度とする) |
| 監事 | 実 費 | 10,000 円 (源泉税含まず) | 実費 (15,000 円を限度とする) |
| 評議員選任・ 解任委員 | 実 費 | 10,000 円 (源泉税含まず) | 実費 (15,000 円を限度とする) |